

平成30年第6回教育委員会会議録

日時：平成30年5月28日（月）

午後4時開会

場所：教育委員会室

出席委員	委員	上島均	
	委員	滝澤多佳子	
	委員	富田昌平	
	委員	中村光一	
出席者	教育長	倉田幸則	
	教育次長	宮田雅司	
	学校教育・人権教育担当理事	田中寛	
	教育事務調整担当参事（兼）教育総務課長	下里秀紀	
	教育推進担当参事（兼）学校教育課長	片岡長作	
	青少年・公民館事業担当参事	南条弥生	
	教育総務課教育財産管理担当副参事（兼） 施設担当副参事	水谷隆彦	
	学校教育課幼児教育課程担当副参事	松谷富美子	
	教育研究支援課長	伊藤雅子	
	生涯学習課長（兼） 津城跡整備活用推進担当副参事	米山浩之	
	生涯学習課青少年担当副参事 （兼）青少年センター所長	小島広之	
	津図書館長（兼）津図書館図書事務長	山下三佳	

教育長 平成30年第6回教育委員会を開催します。傍聴はございません。本日の議案の概要説明をお願いします。

教育次長 それでは、本日の議案の概要でございますが、第19号 津市特定教育・保育施設等の利用に係る利用者負担額等に関する規則の一部の改正について、第20号 平成30年度津市一般会計補正予算(第1号)〈教委所管分〉について、第21号 工事請負契約について(津市立藤水小学校大規模改造(第二期)工事)、第22号 工事請負契約について(津市立新町小学校大規模改造(第三期)工事)、第23号 工事請負契約について(津市立南郊中学校大規模改造(第二期)工事)、第24号 工事請負契約について(津市立久居中学校大規模改造(第一期)工事)、第25号 工事請負契約について(津市立西が丘小学校大規模改造(第一期)工事)、第26号 津市通学区域審議会委員の一部委嘱替え等について、第27号 津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部の改正について、第28号 津市青少年問題協議会委員の一部委嘱替えについて、10件の議案について、審議をお願いします。詳しい内容につきましては、それぞれの担当課長から説明させますので、よろしく申し上げます。

教育長 本日の議案は、お手元の事項書のとおり、議案第19号から議案第28号の議案10件です。このうち、議案第19号から議案第28号の議案10件につきましては、津市教育委員会会議規則第16条第1項第1号、第2号及び第4号の規定に該当するため、非公開としたいと思っておりますがいかがでしょうか。

各委員 異議なし。

教育長 御異議ないようですので、議案第19号から議案第28号については非公開と決定します。

議案第19号 津市特定教育・保育施設等の利用に係る利用者負担額等に関する規則の一部の改正について

議案第19号 非公開で開催

議案第19号 原案可決

議案第20号 平成30年度津市一般会計補正予算(第1号)〈教委所管分〉について

議案第20号 非公開で開催

議案第 20 号 原案可決

議案第 21 号 工事請負契約について（津市立藤水小学校大規模改造（第二期）
工事）

議案第 21 号 非公開で開催

議案第 21 号 原案可決

議案第 22 号 工事請負契約について（津市立新町小学校大規模改造（第三期）
工事）

議案第 22 号 非公開で開催

議案第 22 号 原案可決

議案第 23 号 工事請負契約について（津市立南郊中学校大規模改造（第二期）
工事）

議案第 23 号 非公開で開催

議案第 23 号 原案可決

議案第 24 号 工事請負契約について（津市立久居中学校大規模改造（第一期）
工事）

議案第 24 号 非公開で開催

議案第 24 号 原案可決

議案第 25 号 工事請負契約について（津市立西が丘小学校大規模改造（第一期）
工事）

議案第 25 号 非公開で開催

議案第 25 号 原案可決

議案第 26 号 津市通学区域審議会委員の一部委嘱替え等について

議案第 26 号 非公開で開催

議案第 26 号 原案可決

議案第 27 号 津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条
例の一部の改正について

議案第 27 号 非公開で開催

議案第 27 号 原案可決

議案第 28 号 津市青少年問題協議会委員の一部委嘱替えについて

議案第 28 号 非公開で開催

議案第 28 号 原案可決

教育長 それでは、非公開議案のほうの審議に移りたいと思います。議案第19号 津市特定教育・保育施設等の利用に係る利用者負担額等に関する規則の一部の改正について、事務局から説明をお願いします。

松谷副参事。

学校教育課幼児教育課程担当副参事 本日、一枚資料を追加でお配りさせていただきますので、御覧いただきながらお聞きいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。まず、始めにお渡しさせていただいております、議案第19号 津市特定教育・保育施設等の利用に係る利用者負担額等に関する規則の一部の改正について、お手元の資料をめくっていただきますと、津市特定教育等の利用に係る利用者負担額等に関する規則の一部改正の改正文でございます。これは、国から平成30年度の利用者負担額の改正の通知がなされたことにより、本市の利用者負担額についても改正しようとするものです。次に、国から出されました利用者負担額の変更の表が付けてあります。今回の改正では1号認定子どもの金額のみの改正であり、また、変更となる階層は、3番目にあります、市町村民税所得割課税額7万7,100円以下の階層の、その他世帯の区分の金額で、現行1万4,100円を1万100円とするというものです。それを受けまして、本市の利用者負担額を改正しようとしております。本日、お手元に配らせていただきました資料「本市の利用者負担額の考え方」を御覧いただきますようお願いいたします。本市では、平成26年度に子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、利用者負担額を定めました。そのときに、次の6点を基本といたしました。まず1点目としまして、「本市の利用者負担額は 国の基準額の68.3パーセントに軽減した額に設定する」これは、保育所と同じ軽減率とするためです。2番目に、階層区分は、国が「5階層7区分」としてありますが、さらに津市では細分化し、「8階層12区分」といたしました。これは、税額の軽減による影響を少なくするためです。それから、3番目に「2号・3号認定子どもとの整合を図る」。4番目に「津市立幼稚園については、急増を緩和するために5年間の経過措置を取る」。5番目に「津市独自に設定した階層については、その直近の階層の金額との平均額に同率の軽減率を掛けた金額とする」。それから6番目に「ひとり親世帯等の金額は国基準と同率の軽減率を掛けた金額とする」。国基準と同率の軽減率と言いますのは、その平成26年度当時、1万6,100円を基準としている場合、ひとり親さんは それよりも1,000円マイナスとなって、1万5,100円というふうに設定しておりましたので、それに合わせまして、その軽減率は0.938ということで、津市の場合も、その他世帯に0.938を掛けた額をひとり親世帯の額と定めました。そういった制定時の基本的な考え方を受けまして、今回、平成30年度の国における改正の概要は「市町

村民税7万7,100円以下のその他世帯の保護者負担額を軽減する」ということで、第一子の場合、1万4,100円を1万100円ということで、この表の左側の、国基準の表の3番目、網かけにさせていただいている部分ですが、その金額が1万4,100円から1万100円になるということで、真ん中の表の、津市のそれに相当しますが、4番目の「6万1,601円未満」のところと、その下の5番目の「7万7,101円未満」の、その2つの階層の部分となります。まず最初に、5番目の7万7,101円未満の階層を、国基準と同じように考えまして、1万100円に68.3パーセントを掛けまして、その100円未満を四捨五入しますと、6,900円というふうに設定させていただきました。また、その上にあたります6万1,601円未満の階層につきましては、その前後の金額の平均を取りまして、それに0.683を掛けた額としまして4,500円とさせていただきます。また、津市立幼稚園の利用者負担額については、5年間の経過措置を取り、金額が徐々に上がっていく仕組みといたしましたので、新旧対照表を3枚つけさせていただいておりますが、4番目に「付属別表第4」とありますのが、平成30年度の津市立幼稚園の利用者負担額でございます。変更部分は、Cの7階層、9階層。Cの7と9の金額が「5,800円から4,500円」、「8,400円から6,900円」に変更ということになります。変更部分のみ抜粋してございます。次のページをめくっていただきますと、「付属別表第5」になります。これは、津市立幼稚園の平成31年度の利用者負担額でございます。先ほどと同じように、Cの7と9の階層が変更となっております。もう1枚めくっていただきますと、今度は「別表第1」とありまして、これは、津市立幼稚園だけではなく、津市の1号認定子ども全体の利用者負担額でございます。やはりここもCの7とCの9が変更となっております。そして、一番最後のページを御覧ください。A3の用紙をつけさせていただきました。一番左側に本市の階層区分が書いてございまして、その区分に基づいて、国の金額、そして、それを軽減した本市の金額が表してあります。中央部分にありますのが平成29年度で、そして、右へ進んでいただき、平成30年度、31年度、32年度と続いております。その中で、市町村民税所得割課税額6万1,601円未満のC7の階層区分と、7万7,101円未満のC9の階層区分において金額が変更となりますので、そのセルの中に矢印で変更額を表しました。C7の階層のところでは、既に規則制定時の6,000円よりも低額になっておりますので、経過措置は取らずに進んでおります。また、C9の階層につきましては、これまでは経過措置を取ってきておりますが、もともとこの経過措置が利用者負担額の急増を緩和するために設けられたものであり、平成29年度には、この階層の方には7,700円の利用者負担額を頂いておりました。ですので、今回の改正で6,900円に減額となることから、この階層においても、もう経過措置

は取らない額といたしました。なお、この改正は交付の日からとなり、現在6月初旬の予定でございます。また、この金額は平成30年4月1日からの適用となりますので、これまでに徴収した4月からの分については、還付の手続きを取らせていただく予定です。還付の対象は約100人ほどであり、金額にいたしまして約139万円の歳入減となる見込みです。また、この利用者負担額は、認定こども園・1号認定子どもと、新制度に移行された私立幼稚園の園児にも適用されます。以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

教育長 説明は以上ですけれども、何か御質問等ありましたらお願いします。

上島委員。

上島委員 よく分からないんですけど、幼稚園の利用額とこれは変わらないんですよね。保育園と。

教育長 松谷副参事。

学校教育課幼児教育課程担当副参事 保育園の利用者負担額は、また別に2号認定子ども、3号認定子どもというふうに定めておりますので、1号認定子どもとはまた違った金額でございます。今回の改正には2号認定子どもと3号認定子どもは金額の変更がございません。以上です。

上島委員 よく分からない。

教育長 上島委員、どうぞ。

上島委員 例えばこの一覧、一番大きい表の7万7,101円未満の者だったら、第1子で特定教育保育施設の利用者負担額、6,900円ですよね。

学校教育課幼児教育課程担当副参事 はい。

上島委員 幼稚園の負担額もやはり6,900円ですよね。一緒ということですか。

教育長 松谷副参事。

学校教育課幼児教育課程担当副参事 申し訳ございません。ここに書かせてい

ただきましたのは幼稚園だけの利用者負担額で、保育所の利用者負担額については、今回 省略をさせていただいておりますので、津市立幼稚園と、それから新制度に移行した私立幼稚園と、それから認定こども園の1号認定子どものみの金額がここに表わさせていただいております。

教育長 上島委員、どうぞ。

上島委員 認定こども園と幼稚園は同じだということですね。金額的に。

教育長 松谷副参事。

学校教育課幼児教育課程担当副参事 1号認定子どもについては同じでございます。ところが、神戸幼稚園から津みどりの森こども園に引き続いて入っていた方、それから、白山こども園、香良洲浜っ子幼児園では、特例措置として、津市立幼稚園の経過措置と同じ金額の利用者負担額を頂いております。

上島委員 要は、1号認定子どもは同じ時間に帰っていくということですね。条件としては変わらないでしょう。幼稚園も認定こども園であっても。

学校教育課幼児教育課程担当副参事 はい。そうでございます。

上島委員 額としては同じだと。

学校教育課幼児教育課程担当副参事 はい。

教育長 そのほか、何かございましたら。今の説明、国の改正に合わせて津市の独自の基準に当てはめて、このようになるわけですが。何かございましたら。

各委員 そのほかの質疑なし。

教育長 よろしいでしょうか。御質問は。それではないようですので、議案第19号につきましては原案どおり承認ということでよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

教育長 ありがとうございます。御異議なきようですので、議案第19号につき

ましては原案どおり承認とさせていただきます。次に、議案第20号 平成30年度津市一般会計補正予算(第1号)〈教委所管分〉について、事務局から説明をお願いします。

下里参事。

教育事務調整担当参事(兼)教育総務課長 それでは、議案第20号 平成30年度津市一般会計補正予算(第1号)〈教育委員会所管分〉につきまして、御説明を申し上げます。第1条でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、18億1,652万円を減額し、歳入歳出総額を101億9,136万8,000円にしようとするものでございます。恐れ入りますが5ページを御覧いただきたいと思っております。それでは順に御説明を申し上げます。第1款 教育費 第1項 小学校費 第1目 学校管理費 は、10億5,069万1,000円の減額で、学校施設維持補修事業、右側でございますが、10億5,069万1,000円の減額は6ページ、次のページにかけまして、国の平成29年度の補正予算1号による事業採択を受けました小学校施設大規模改修事業に関わります工事請負の減ということでございます。第3項 中学校費の第1目 学校管理費 は、7億6,582万9,000円の減額で、これも、右側の学校施設維持補修事業7億6,582万9,000円の減額は、小学校と同じく、国の平成29年度の補正予算第1号による事業採択を受けた中学校施設の大規模改造事業に関わります工事請負の減ということでございます。これらの大規模改修事業の予算はここにございますとおり、平成30年度予算に計上いたしましたけれども、先の協議をいただきました国の平成29年度補正予算による事業採択を受けたことによりまして、平成29年度の一般会計補正予算第12号に同じ内容の予算を計上しまして、2月に本教育委員会で御協議いただいて3月に市議会で議決されたということで、重複する平成30年度分を減額するというものでございます。以上で説明を終わります。御審査のほどよろしくお願ひしたいと思います。

教育長 説明は以上ですけれども、何か御質問等ありましたらお願いします。

各委員 質疑なし。

教育長 特にないようですので、それでは議案20号につきましては原案どおり承認ということでよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

教育長 御異議なきようですので、議案第20号につきましては原案どおり承認いたします。続いて、議案第21号 工事請負契約について（津市立藤水小学校大規模改造（第二期）工事）について、事務局から説明をお願いします。

水谷副参事。

教育総務課施設担当副参事 議案21号 工事請負契約につきまして御説明申し上げます。恐れ入りますが、参考1を御覧ください。平成29年度 宮教総補第76号 津市立藤水小学校大規模改造（第二期）工事 につきましては、去る5月15日に入札が行われ、落札人が株式会社 岩田組に決定しましたので、お手元の議案書のとおり、1億9,203万4,800円で契約を締結しようとするものでございます。続きまして、参考2～参考7を御覧ください。配置図及び各階平面図でございます。工事の概要といたしましては、建物の経年劣化に伴う大規模改造工事を3ヵ年・三期に分けて実施しますところの2年度工事となります。今年度は、給食・普通教室棟、管理・普通教室棟の内装及び設備等の改修を行うものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。御審査のほど、よろしく願い申し上げます。

教育長 説明は以上ですけれども、これも御質問等ありましたらお願いいたします。

上島委員 単純な疑問なんですけれども。

教育長 上島委員、どうぞ。

上島委員 三期に分けて工事をするのを大体、その学校でやりますよね。年によって工事請負人が変わるということはあるんですか。

教育総務課施設担当副参事 ございます。単年度ごとに入札を行なっていますので。A業者が1年目やって、2年目にA業者でなくてB業者がやる という。

教育長 そのほか、何かありましたらお願いいたします。滝澤委員、どうぞ。

滝澤委員 一期、二期、三期と、同じような工事が続くので、この金額が見積りやすいのかなと思うんですけど、ほかのところを見てもですね、「この入札に応じた業者の入札の金額が全く一緒」という。これはやはり「やる仕様とかそういうのがほぼ前回と似ている」とか「割と単純な計算で出る」ということなのか、

少しこの「全部が一緒の金額で、落札人がくじ引きで」というのが、どうかなど思うので、競争が働いているのか働いていないのか分からないような。これはどうなんでしょう、工事内容とか。

教育長 おっしゃるとおり。水谷副参事。

教育総務課施設担当副参事 これは後の議案も皆、全て同じなのですが、これは大規模工事の一期、二期、三期で大体やることが分かっているか、ということで、大体皆さんがこの金額を入れてくるのかというのではなくて、当然学校によって仕様は多少なりとも、仕様というか、面積も違いますし、こんなにジャストということはまずないと思うんです。それで、この金額に関しては、例えば市民プールの解体かな。ほかの建築工事も今年は皆このような同額で出ているんです。これはなぜかと言いますと、平成29年の6月1日から、津市のほうが最低制限価格というのを見直しをしました。それを見直したことによって、よりドンピシャで分かるような数字の体系になっているんです。もともとどういうことをしているかと言いますと、最低金額の算出方法については、中央公共工事契約制度運用連絡協議会というのがありまして、その算出の準用をしております。調達契約課のほうで、ホームページにて最低制限価格の算出表というものもつけていまして、その算出表ですと自ずと金額が分かるようなかたちになっています。いいのかどうかはよく分からないですけど なっています。これは、国ももちろん準用していまして、県、市も同じようにやっています、そのことから推測がされるというのがまず1点と、それと、ある一定の、例えば、その算出した数字から何%になると、例えば「80%に満たない場合は80%にします」とか「90%を超えると90%にします」とか、そんな具体的などころまで公表していますので、もう数字が明らかに分かる。ただ、業者のほうで、たまたまこの入札で、これ今、11社あるんですけども、10社とも一緒の値段になっているんですけども、多分、何社か違うところがあったとしても、それは「金額は分かっていたけれども、その金額ではうちの会社はやれない」というような意思表示ということで違う金額になるだけで、金額はもう、自ずと分かってしまうような仕組みになっています、今。

教育長 というようなことに。去年の6月でしたか。

教育総務課施設担当副参事 平成29年6月1日の日付も皆、最低制限価格の見直しについてということで、市の調達契約課のホームページに載っています。それまでは少々微妙な、この計算をすると90何%という計算式に大体なっ

きて、そうすると「90%で応札すれば、ほぼもう最低制限価格になる」というのが、予定価格は公表していますので、単純にそれに90掛けると、自ずとこの最低制限価格になる、というような状況だったんですけれども、前はその掛率が微妙に88になったりとかするもので、ひょっとしたら「90で出てきて入札にならなかった」とかいう業者がいたもので、たまたま違う数字もあったんですけれども、より確実に90を超えるような値になっていましたもので、この大規模改造工事に関わらず、ほかの入札の案件も全く同じような数字で出ています。違うのは、先ほど少しお話させてもらったんですけれども、「その金額ではうちではやれないよ」というようなところが高く入れている、というような状況でございます。

滝澤委員 ありがとうございます。そういう状況なら、業者さんは取りたいので、大体金額がそろうというのは分かりますね。だから、くじ引きで落札になることは、致し方がない状況かなとは思いますが、でも、何となく「競争は働いているのかな」みたいな。もう完全にくじ引きですよ。運で仕事を取っていく」みたいな感じなので。でも、基準がそうなら仕方がないですよ。分かりました。

上島委員 先ほどの質問だけでも。

教育長 上島委員、どうぞ。

上島委員 これ、例えば新築とか、新しく造る場合だったら、3年計画というものもあるんですか、3年間かかるんだったら。

教育総務課施設担当副参事 はい。ございます。

上島委員 なぜかと言うと、毎年そうして業者が変わっていくことが無駄になってくるのではないかと。結局、予算も余分に要るのではないかな。3年間だったら、例えば材料費等はですね、残ったら次の年にそれを使えるんですけど、業者が変わると言うことは、また一からになっていく。そこら辺はどうですか。予算の関係でそうになってしまうか分からないけれども、果たしてそれでいいのか。

教育長 水谷副参事。

教育総務課施設担当副参事 単年度で工事発注をするのが原則とは思いますが、その中で数量も示してありますので、一応、無駄にならないような積算

というか、数量算出はしているわけですが。重複するところもあるかと思いますが。重複というか、翌年度も、例えば足場とか、そういうものもあるのかな、というのは少し思いますけれども。

上島委員 3年計画でする場合だったら、3年計画でできると。学校に対して3年間でこれだけの改築をするんだと、3年で契約というのはできないんですか。

教育長 どうですか。

教育総務課施設担当副参事 手法としてはあるかも分かりませんが、この「大規模工事をやる」というのには、一旦、工事するためにその部屋をどこかにあてがって、空けてやったりとか、完成したらそこにまた戻るとか、そういう工事が発生しますので、「その間の3年間使えない」というわけではないもので、本来は、工事を3年間発注したら、工事が終わるまで使えないことになると思うんですよね。3年間の工事を出すと。完成しないと使えないですけども、今回は「できたら使いたい」ということなので、そこで区切って検査をして、単年度でやっているのかな、と考えられます。

上島委員 そういう意味ですか。そうなっているのでは仕方ないんですけども、「本当にそれで、安く上がると思ったらそれでいいのかな」というのがあるもので。同じ業者が行ったほうが、学校としてもいろいろ相談するのに「最初に相談したら次の年に変わって、また一から説明しなければいけない」とか、そういうことも起こるもので。できるのであれば、そういう考え方でやれたら、少なくとも安く上がると思うんですよ、3年間同じ業者がやったほうが。材料もいくらきちっとしたところで余ってくるものはあるし。それから、大量に発注した方が安い場合もあると思うので。

教育事務調整担当参事（兼）教育総務課長 3年契約して出ますかね、補助金。

上島委員 補助金の関係ですか。

施設担当副参事 補助金はもらっています。

教育事務調整担当参事（兼）教育総務課長 補助金、国がそんな、うちが3年契約して、3年先まで補助金が出るんですか。

施設担当副参事 普通は出ると思うんですよね。例えば、年度終わりというか、年度ごとにどれだけ、というふうに。すみません。その辺、調べさせてもらいます。

上島委員 いや、まあいいですよ。「毎年替わるのは本当にいいのかな」と思っただけですから。まあ「そうならざるを得ないかな」とは思うんですけども。

教育長 仕組み、制度的に、何かできないものなのか、それとも何かやりようによってはできるのか、一度それを確認してもらおう、ということではよろしいでしょうか。

上島委員 はい。

施設担当副参事 分かりました。すみません、ありがとうございます。

教育長 そのほか、何かございましたら。

中村委員、どうぞ。

中村委員 先ほどの滝澤委員の質問ですけれど、これはここの所管とは違うと思いますが、調達のほうで、その最低制限の絡みのやり方とかを見直すというのは、まだ出ていないんですか。

教育長 どうですか。

施設担当副参事 今後見直すという予定はないみたいです。

中村委員 ないですか。ほぼ全ての工事がこんな感じと。

施設担当副参事 ほぼほぼ全てこのような結果というのは、あまり私も、去年もこれに近いかたちはあったんですけども、ここまで全部の、5件とも皆一緒ですもので、これはさすがに「あまりにもどうかと」と思って少し確認したところ、ほかの今年の入札結果も、建築のほうで、土木までは確認してないですけども、土木も同じように算出方法があるので、一緒かなと思うんですけども、建築のほうで調べさせてもらおうと、同じような結果になっている状況です。なので、一部違うのは「自分のところでは、この金額では合わない」ということで「合うような金額を入れている」というところがあるぐらいで、「ほぼほぼ一緒の価格で挙

がっている」というのは、確認させてもらったんですけど。

中村委員 よろしいですか。

教育長 中村委員、どうぞ。

中村委員 全体的な見直しの予定がまだ出てないと。

施設担当副参事 今、調達がしたところはないということです。平成29年の6月1日に改正してこの状態ですので、まだ1年経っていないような状況で、次の改正のことはまだ考えていないような確認はさせてもらったんですけども。

教育長 そのほかはよろしいでしょうか。

各委員 そのほかの質疑なし。

教育長 よろしいですか。それでは、議案第21号につきましては原案どおり承認ということでよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

教育長 ありがとうございます。では、御異議なきようですので、議案第21号につきましては、原案どおり承認とさせていただきます。続きまして、議案第22号 工事請負契約について（津市立新町小学校大規模改造（第三期）工事）について、事務局から説明をお願いします。

水谷副参事、どうぞ。

施設担当副参事 続きまして、議案第22号 工事請負契約につきまして、御説明を申し上げます。恐れ入りますが、参考1を御覧ください。平成29年度 宮教総生学補 第77号 津市立新町小学校大規模改造（第三期）工事 につきましては、去る5月15日に入札が行なわれ、落札人が 株式会社 岩田組に決定しましたので、お手元の議案書のとおり、2億9,365万2,000円で契約を締結しようとするものでございます。続きまして、参考2～参考7を御覧ください。配置図及び各階平面図でございます。工事の概要といたしましては、建物の経年劣化に伴う大規模改造工事を4カ年・四期に分けて実施しますところの3年度工事となります。今年度は、特別教室管理棟の内外装及び設備等の改修を行うも

のでございます。以上で説明を終わらせていただきます。御審査のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

教育長 それでは、先ほどの説明で以上ですので、これも御質問等ありましたらお願ひいたします。よろしいでしょうか。もう、入札結果については以後同じということ。

中村委員 よろしいですか。

教育長 中村委員、どうぞ。

中村委員 すみません、参考までに。放課後児童クラブが1階に設置されているのですが、校舎内に放課後児童クラブの教室があるというのは、他にもありましたかね。

教育長 南条参事、どうぞ。

青少年・公民館事業担当参事 神戸小学校がそうです。

中村委員 神戸だけですか。

教育長 あります。ありますけれど、小島副参事に。

生涯学習課青少年担当副参事 ほかにもございまして、例えば、川口小学校がございまして。

中村委員 今後こういう、新しく設置するとか見直しをするというときには、こういう方針で進めていくんですかね。

教育長 今後のことについて。小島副参事。

生涯学習課青少年担当副参事 津市公共施設等総合管理計画というのが平成29年の1月ぐらいに、確かできたと思うんですけども、そのときに併せて、放課後児童クラブに係る整備指針というのを出してございまして、まず第1番目の選択肢としては「小学校の余裕教室があれば、そこに放課後児童クラブを設置していく」というふうなことで指針が津市でできておりますので、それに基づい

て「小学校をまず第1選択肢として考えていく」ということになってございます。

中村委員 ありがとうございます。そのような方針で進めていただくにあたって、学校現場の先生方の御意見は何かあるのでしょうか。

教育長 小島副参事。

生涯学習課青少年担当副参事 広く聞いているわけではございませんけれども、やはり、その学校に学童を設置していくというのは、個別にその校長先生と相談をさせていただきながら、学校側としましてはその管理、子どもたちが一旦「さようなら」と帰って、学童が学校の中に設置されていて、そこへ行くけれども、ひょっとしたらまた廊下へ出てきて、教室へ行ったりはしないだろうかとか、そういったあたりの不安というのが出てまいります。そのあたりは相談によって、ハード面でカバーしたり、あるいはソフト面、「支援員の指導等でカバーしたりする」というふうなことを話し合って、解決するようにしております。以上です。

教育長 よろしいでしょうか。中村委員、どうぞ。

中村委員 これは、建物の構造的にその教室等々の行き来はなるべくできないような構造になっているということですか。

教育長 どうですか。小島副参事。

生涯学習課青少年担当副参事 この新町小学校の子たちの『新町わかば会』ですけれども、こちらについては「一旦クラブに入ってきましたら、そこから廊下へ抜けられるというふうなことはしない」ということで考えておりますので、ここも「学童の入り口から入って、出るときはもうそこからしか出られない」というふうにしておりますので、そのあたりはそんなに問題ないのではないかと考えております。

教育長 そのほかは。上島委員。

上島委員 その放課後児童クラブ用に改築されるんですね、これ。こういうのは認められているんですか。学校を別の使い方をするに対して。

教育長 小島副参事、どうぞ。

生涯学習課青少年担当副参事 文科省の方向性としまして、余裕教室があったらそこへ入れていくというふうなことになります、「そういう方向で進めていきましょう」というようなことが出ております。

上島委員 よろしいですか。

教育長 上島委員。

上島委員 それは分かるんですよ。余裕教室ではなくて、放課後児童クラブ用に作ってあるということはあるんですか。ある部分を。

教育長 小島副参事、どうぞ。

生涯学習課青少年担当副参事 そうですね、「用途の変更」というふうな、「教育施設の中に保育施設を入れる」というふうなことで、これは消防法上ですけれども、「壁を変更しなければならない」とか、そういう部分はございまして。それ用の工事を入れて、「学童はここからここまでですよ、あとは学校ですよ」と。「区画する」というのはやらなければならないんですけれども、そんなことをやって「学童を学校の中に設置していく」ということをやります。

上島委員 意味が少し違うんですが。

教育長 上島委員。

上島委員 余裕教室であっても教室として作っておいた、改築したと。それを「余裕があるもので、もう一回改築をして放課後児童クラブに転用した」ということは分かるんですけれども、ここは始めからもう、この改築のときに「ここは余裕教室ではなくて放課後児童クラブ用の部屋なんですよ」というかたちで改築ができるかということなんです。

教育長 小島副参事。

生涯学習課青少年担当副参事 「もともとは余裕教室があった」というふうなことから、そこに設置をしていくと。ちょうどそこに大規模改造工事がありますということで、併せてやろうというふうなことになります。ですので、例えば

大規模改造工事ではなかったとしても、放課後児童クラブをこの場所に入れるということはやっていけることになり、それがたまたま、全体を合わせてやってしまうほうが効率的であるというところから、一緒にやっているというふうに考えております。

上島委員 考えはいいんだけど、国の補助金の関係で、それはやはり「学校の教室や全体を改築するために補助金として出しましょう」というのが補助金だと思うんです。そうすると、それを転用するということは、「それにこれは使えますよ」ということが認められたらそれでいいんです。それが本当にいいのかどうか。余裕教室でやるということは前提に置いて、そこへ「その機会に改築しましたよ」と言ったら分かるんだけど、ここの中にきちんと放課後児童クラブとして入っているもので。これが認められるのかどうかというところがあります。

教育長 小島副参事。

生涯学習課青少年担当副参事 放課後児童クラブの補助金のほうからいきますと、それはもう、県とも協議して「認められる」というふうなことですので。

教育長 水谷副参事。

教育総務課施設担当副参事 すみません。質問の内容を確認したいんですけど、「学校で立てた補助金なのに放課後児童クラブを入れてもいいのか」と、そういうことでよろしいですか。

上島委員 はい。

教育総務課施設担当副参事 それは、この建物、鉄筋コンクリートとか、いろいろ構造があるんですけども、それによって減価償却も換算して、ここは何年、例えば「48年とか50年とかは壊してはいけない」とか「用途に使わないといけない」という「学校の施設のために補助を出した」という考えなんですけれども、その中ではもちろん、「期限内にどこかへ貸した」とか、そういったときには当然、文科省に協議をしないとイケない。当然、お金を取るなどはもつてのほかですけれど、それは完全に駄目ですけれども。そういう、無償で貸す場合も、一応届けとかを出して、申請して認められるというか、事前に検討・打ち合わせをして文科省のほうには提出しているはずですけども、確認はさせてほしいんですけども、手続きは取っているはずだと思います。

上島委員 その手続きはしているということですね。

教育総務課施設担当副参事 しているはずです。

上島委員 それだったらいいんですけど、手続きなしでこうやってしまうと駄目だと思っただけで。

教育事務調整担当参事(兼)教育総務課長 国の許可をきちんと頂いて変更しています。

教育長 よろしいでしょうか。そのほか、何かございましたら。

各委員 そのほかの質疑なし。

教育長 よろしいでしょうか。それでは、議案第22号につきまして、原案のどおり承認ということでよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

教育長 ありがとうございます。御異議なきようですので、議案第22号につきまして、原案どおり承認といたします。続いて、議案第23号 工事請負契約について(津市立南郊中学校大規模改造(第二期)工事)について、説明をお願いします。

水谷副参事、どうぞ。

教育総務課施設担当副参事 議案第23号 工事請負契約につきまして御説明申し上げます。恐れ入りますが、参考1を御覧ください。平成29年度 宮教総補 第78号 津市立南郊中学校大規模改造(第二期)工事 につきましては、去る5月15日に入札が行われ、落札人が 株式会社アイケーディに決定しましたので、お手元の議案書のとおり、2億9,535万8,400円で契約を締結しようとするものでございます。恐れ入りますが、参考2～参考8を御覧ください。配置図及び各階平面図でございます。工事の概要としましては、建物の経年劣化に伴う大規模改造工事を3カ年・三期に分けて実施しますところの2年度工事となります。今年度は、昇降機棟増築工事並びに普通教室棟・管理教室棟、特別教室棟Bの内装及び設備等の改修を行うものでございます。以上で説明を終わ

らせていただきます。御審査のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

教育長 それでは、議案第23号につきまして、何か御質問等ありましたら願ひいたします。質疑はございませんか。

中村委員、どうぞ。

中村委員 この工事に直接関係ないのですが。屋内運動場のトイレも改修対象になっているのですけれども、他にもいろいろ、1回ぐらいは議論があるべきだと思うのですけれども。この学校の運動場のトイレの改修というのは協議されていますか。その確認だけ。

教育長 水谷副参事。

施設担当副参事 基本的には、前の案件になりますけど、新町小学校とか、体育館が入っているところは改修の対象としていますが、別での体育館のトイレは校舎を優先にやっていますので、対象としておりません。

教育長 大規模改造工事をするときは、体育館のトイレも基本的には一緒にやるという。

教育事務調整担当参事(兼)教育総務課長 体育館をやっていないと、やってないですね。

施設担当副参事 大規模工事は校舎を対象にやっておりますので、屋内体育館と別になっているという言い方は変ですけど、新町の中に入っているのは別としまして、別棟になっている体育館は改修しておりません。

教育長 中村委員。

中村委員 トイレの快適化計画で、いわゆる教室棟のトイレの改修を進めていただきまして、グラウンド場はそれから除外されているところになっているんですけども、今後ともその計画はないのですか。考える方向性というのは、検討されていないのですか。

教育長 水谷副参事、どうぞ。

施設担当副参事 避難所の関係も含めまして、学校の施設が避難所に大体なっていると思いますので、防災のほうと協議中というか検討しております。

教育長 「検討中」ということで。よろしいですか、そのほか、何かございましたら。

各委員 そのほかの質疑なし。

教育長 よろしいでしょうか。それでは、議案第23号につきまして、原案どおり承認ということよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

教育長 ありがとうございます。では、御異議なきようですので、議案第23号につきまして、原案どおり承認いたします。続いて、議案第24号 工事請負契約について（津市立久居中学校大規模改造（第一期）工事）について、説明をお願いします。

施設担当副参事 議案第24号 工事請負契約につきまして、御説明申し上げます。恐れ入りますが、参考1を御覧ください。平成29年度 営教総補 第79号 津市立久居中学校大規模改造（第一期）工事 につきましては、去る5月15日に入札が行なわれ、落札人が株式会社 宇戸平工務店に決定しましたので、お手元の議案書のとおり、3億8,026万8,000円で契約を締結しようとするものでございます。参考2～参考6を御覧ください。配置図及び各階平面図でございます。工事の概要といたしましては、建物の経年劣化に伴う大規模改造工事を3カ年・三期に分けて実施しますところの初年度工事となります。今年度は、管理教室棟の内外装及び設備等の改修を行うものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。御審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

教育長 それでは、久居中学校の大規模改造工事につきまして、何かこれも御質問等ありましたらお願いします。

各委員 質疑なし。

教育長 よろしいでしょうか、特に御質問等。それでは、ないようですので、議案第24号につきまして、原案どおり承認ということよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

教育長 ありがとうございます。御異議なきようですので、議案第24号につきましては、原案どおり承認といたします。続いて、議案第25号 工事請負契約について（津市立西が丘小学校大規模改造（第一期）工事）について、説明をお願いします。

水谷副参事。

施設担当副参事 議案第25号 工事請負契約につきまして、御説明申し上げます。恐れ入りますが、参考1を御覧ください。平成29年度 宮教総補 第80号 津市立西が丘小学校大規模改造（第一期）工事 につきましては、去る5月15日に入札が行なわれ、落札人が日本土建株式会社に決定しましたので、お手元の議案書のとおり、4億6,537万2,000円で契約を締結しようとするものでございます。参考2～参考7を御覧ください。配置図及び各階平面図でございます。工事の概要といたしましては、建物の経年劣化に伴う大規模改造工事を3カ年・三期に分けて実施しますところの初年度工事となります。今年度は、管理棟・普通教室棟、渡り廊下A棟の内外装及び設備等の改修を行うものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。御審査のほど、よろしく願い申し上げます。

教育長 それでは、西が丘小学校大規模改造工事につきまして、何か御質問等ありましたらお願いします。

滝澤委員、どうぞ。

滝澤委員 今までの工事、2億とか3億台だったんですが、4億3千という、少し金額が大きいんですが、違いはありますか。

教育長 どうですか、水谷副参事。

施設担当副参事 単純にいけますと、工事範囲が大きいということになりますけども。

滝澤委員 内容的には、内装の塗り替えとか外装の塗り替えとか、そう大きな違いはなく、ただ「分量というか面積が大きいから」ということですかね。

施設担当副参事 そうですね。基本的な内容は各校で仕様を変えているわけではございませんので。ただ、もう過去に、例えば防水を最近点検しましたよというところがあれば、そういうところを除いてやっていますけれども。基本手法は同じような内容でやってございます。

教育長 西が丘小は大規模な学校ということで。

施設担当副参事 少し大きな学校ですね。

滝澤委員 大きい学校ですね。分かりました。

教育長 中村委員、どうぞ。

中村委員 それに関わって、普通教室がプレハブのままの、プレハブに見合った仕様のまま改修するのですか。

教育長 水谷副参事。

施設担当副参事 普通教室棟、「プレハブの解消をする」という目的で改修もしていくと思っておりますので、後々なくなる、解体していくのかなと。ごめんなさい。少しあやふやな回答で申し訳ないですけども。

教育長 この辺を増築したんです。西が丘小学校は、増築を西側のところに。この参考3の図で言うと、上の普通教室の西側というのは増築。プレハブの解消でここを増築した。そういうことです。

上島委員 ということはやはり、「プレハブのところを壊して、そこへ増築する」ということですか。

教育長 もう増築してあります。

上島委員 してあるんですか。

教育長 はい。もう増築は終わってます。

上島委員 それでは、もうプレハブは要らないということですね。

教育長 「プレハブ解消」というので、南が丘小学校は今年、ここも増築工事を既にしています。

上島委員 今はまだプレハブが残っているんですか。

施設担当副参事 残っています。

上島委員 なので、そこをまだ工事中は利用するんですね。最終工事が終わったら、それはもうなくすという考え方、それでよろしいですか。

施設担当副参事 そのような認識でいるんですけども。

教育長 工事中に移動して、そこを使って次にするんですね。

施設担当副参事 大規模改造のときには利用して、終わってから壊すというふうな内容で思っていますけど。

中村委員 すみません。

教育長 中村委員、どうぞ。

中村委員 この参考画の下のほうに描かれている普通教室棟（プレハブ）の意味が分からないんですけど。

施設担当副参事 （プレハブ）とあえて書いている意味が、という意味でしょうか。

中村委員 よく分からないんです。なので、増築したのなら、その（プレハブ）というのも別に要らないのではないかと。増築棟を改修するのか、プレハブ棟をどうするのかとか、その辺が。

教育長 水谷副参事。

施設担当副参事 大規模改造工事をやる、改造するためには、空き教室と言ったらおかしいけど、一旦どこかの部屋に転用というか使いながら、そこを空けて工

事をするために、そういう移動する場所に使う。例えば理科室とか、音楽教室とか。そういうために利用しているというのを、例えば藤水だと「藤水幼稚園の空いている部屋を使つてする」というのを聞いていますもので、そういうようなかたちで利用して、最後にできてから壊すという。

中村委員 ここに“普通教室棟（プレハブ）”と書いてあるのは、「プレハブ棟も改修する」ということですか。

施設担当副参事 改修しません。

教育事務調整担当参事（兼）教育総務課長 ここは構造物をただ言っているだけですよね。改修する箇所は斜線ですよ。これはただ「こんな部屋があります」という説明だけで、やるのは斜線部分ですよ。

施設担当副参事 そうですね。

中村委員 そういうことなんですね。

施設担当副参事 改修箇所は、例えば「参考4」でいきますと、斜線の引いてある部分が1階の平面図になりますので。

中村委員 プレハブはありませんよね。

施設担当副参事 プレハブは入れてございません。

中村委員 「ここに表示されている教室を全て描き出しているだけ」ということですね。工事の箇所ではないんですね。

教育長 図にはありますけど、改修箇所は斜線で、プレハブは当然、大規模改造工事が終われば取り壊すというようなことで。そのプレハブ解消で、もう既に今、増築の校舎が建っている、ということでよかったですね。

施設担当副参事 はい。

教育長 よろしいでしょうか。そのほかは何か。

富田委員。

富田委員 先ほど「トイレの快適化」というお話があったときに少し思い出したんですけど。男子トイレと女子トイレは基本的に同じ面積で作られますけども、最近、高速道路などで、場所によってはやはり、女子の利用者のほうが多くて、同じ面積だとトイレの基数が随分、男子トイレのほうが利用する者が多くて、女子トイレのほうが個室ごとに面積を取るの、すごく少なくなってしまうたりする。それで、女子トイレに行列ができるという。要は、同じ面積ではなく、女子トイレのほうの面積を多くして利用できるトイレ数を同じだけにするとか、何かこう、トイレの快適化に絡んでそういう動きも世間的にはあるようなんですけども、その辺の議論というのは、トイレの快適化のところで何か話されたりとかしてるんでしょうか。

教育長 どうですか、水谷副参事。

施設担当副参事 トイレの仕様につきましては、当然、用途によって随分違うかと思えます。学校の場合ですと、そこまで「女性が混む」というのはあまり、私のほうには認識がないんですけども。それと、あともう一つは、もともとある既設の建物を改修していきますので、なかなか、もしそういう実態があったとしても、女子便所を増やすのは少し難しいのかなと。今ある部屋のスペースの中での改修になりますもので。それとあと、和便器を洋便器に替えていくのにドアを引いたりする関係上、和便器だと輪の上をドアが通っていくんですけども、洋便器だと床面から上がっていますので、扉が当たるようになってしまうんですね。場合によっては、今、和便器は3つあるのに、例えば、洋便器が2つしかつかないとか。トイレの数自体を減らしてしまうことにもなりかねませんので、なかなか改修は、新築の場合であれば、そういうことは考えられて設計とかも反映していくべきかなと思っていますけど。私、前の課で、文化振興課というところでホールの担当をしていたんですけども、そういうホールの場合やはり、女子便器のほうを1対2～3とか、その混雑具合を見て、女子便器のほうをかなり増やして設計をしておりますけれども。少し余談ですけども。用途によって違うのかなと思えますし、あと改修の中で、既設を利用しての中は なかなか難しいのではないかな と考えております。

教育長 実際、学校で「女子がトイレを待って並んでいる」ということは、どうですかね。つい最近まで、この間まで学校にいた、例えば、学校教育課長どうですか。

教育推進担当参事（兼）学校教育課長 3月まで現場におりましたので、当然やはり、女性のほうが1回用を足すのに時間はかかりますので、男子のトイレよりも混雑する傾向にありますけれども、休みの日のサービスエリアみたいに長蛇の列ができるというふうなことはないです。むしろ、和便器と洋便器がありますので、子どもたちにとってはやはり、洋便器のほうが家でもなじんでいるということで「待ってでも洋便器のほうがほしい」というふうな理由で列ができるというふうな、そういう事情もあります。

富田委員 はい。

教育長 富田委員、どうぞ。

富田委員 日常的にはそうだと思うんですけども、先ほど「体育館などを防災用に」という話とか、あるいは、私などが行くときというのは大体、保護者として行事のときに行くんですけど、行事で参加したときにはやはり「女性トイレがすごく並んでいる」というのはよく見かけることで。運動会とかもそうですが、あると思うんですね。だから、そこまで考えてしまうといろいろ大変なんでしょうけども、おそらく世間的な議論の流れとして、これまでは、和便器を洋便器にするというのが「快適」というふうなことだったのが、今後はそういった「男子トイレ・女子トイレの公平感が異なるんじゃないか」というふうなところの議論へと移行していくような気もするので、今後の改修においては、そういう議論も少し踏まえて可能性を探るといいうのもあるのかなというふうに少し思ったんですけども。

教育長 貴重な御意見だと思いますので、また。

上島委員、どうぞ。

上島委員 学校の施設の、例えば「生徒数や児童数に対して、便器はこれだけ必要だ」と、そういう基準というのはないんですか。

施設担当副参事 「そういう基準を出している」というので聞いています。

上島委員 あるんですね、基準として。

施設担当副参事 はい。あります。

教育長 よろしいでしょうか。そのほか、御質問ありましたらお願いします。

各委員 そのほかの質疑なし。

教育長 よろしいでしょうか。それでは、議案第25号につきまして、原案どおり承認ということでよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

教育長 ありがとうございます。では、御異議なきようですので、議案第25号につきまして、原案どおり承認といたしたいと思います。

それでは続きまして、議案第26号 津市通学区域審議会委員の一部委嘱替え等について、説明をお願いします。

片岡学校教育課長。

【非公開】

学校教育課長 説明

各委員 質疑

学校教育課長 説明

教育長 いいですか。それでは、議案第26号につきまして、原案どおり承認ということでよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

教育長 ありがとうございます。御異議なきようですので、議案第26号につきまして、原案どおり承認といたします。引き続きまして、第27号 津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部の改正について、説明をお願いします。

小島副参事。

生涯学習課青少年担当副参事 議案第27号 津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部の改正について、御審議のほど、よろしくお願いたします。恐れ入りますが、ページを1枚めくっていただきまして、今回、本条例の改正点は2点ございます。1点目は、第10条 第3項 第4号の変更。2点目は、第10条 第3項に新たな1号を追加するというふうなもので

ございます。恐れ入りますが、またページを1枚めくっていただきますと、改正理由と改正内容がございます。改正理由としましては、本条例の基になっております、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める厚生労働省令が一部改正されましたので、これに合わせて本条例も所要の改正を行うものでございます。改正内容としましては、恐れ入りますが、また1枚めくっていただきますと、新旧対照表がございます。改正内容の1点目は、第10条第3項第4号につきまして、変更は右側になってございますけれども、「学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者」となっております。これは「支援員」と言いまして、学童保育、放課後児童クラブの支援員のことなんですけれども、こういう資格を有する者という表現を、改正後は、「教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者」に改めるものでございます。これは、教員免許更新制との関係で今までの表現が分かりにくい規定となっていたというふうなことがございまして、「明確にする」という趣旨で、現行の解釈を変更するものではございません。そのような改正でございます。改正内容の2点目は、第10条第3項に「5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認められたもの」を加えるものでございます。本条例の第10条第3項には、支援員は「保育士の資格を有する者」とか「社会福祉士の資格を有する者」とか「高等学校を卒業した者であって、2年以上児童福祉事業に従事した者」あるいは「学校の教諭となる資格を有する者」など、いろいろそういう要件がございまして、その方々が都道府県知事が行う研修を修了した場合に支援員となる、というふうに規定されてございます。今回のこの改正によりますと、例えば高校を卒業されていない方であったとしても、放課後児童クラブの勤務経験が豊富であった場合、この規定でいきますと「5年以上」というふうなことであった場合は支援員となることができる、ということで、「その要件が緩和されて広がっていく」というふうなことになります。なお、本条例の一部の改正については、6月いっぱいでお認めいただきましたら、「公布の日から施行する」という方向で考えております。以上でございます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

教育長 大きく改正が2件ありましたけれども、何か御質問等ありましたらお願いします。上島委員、どうぞ。

上島委員 児童クラブの中には、支援員以外に何かありますか。

教育長 支援員以外と。小島副参事。

生涯学習課青少年担当副参事 補助員というものがおります。

上島委員 補助員というのは。

生涯学習課青少年担当副参事 「支援員」というのがおありまして、支援員以外は「補助員」という者になります。そして、この「支援員」というのは、県の「認定資格研修」というのが年に1回、4日間ございまして、この4日間を受講した場合、支援員になれます。ですので、支援員以外は全部補助員というふうになっております。

上島委員 その中で、例えば「1つのクラブには何名の支援員が必要」とか、そういうのはあるんですか。

教育長 小島副参事。

生涯学習課青少年担当副参事 条例上は2人の支援員が必要になりますけれども、「1人だけの支援員で、あとは補助員で代用することができる」と、今現在の規定はそうなっていますので、必ず、今現在は1人以上の支援員が各クラブにおります。多いところでは複数名の支援員がございまして、けれども、「1人だけ支援員を置いてあとは補助員」というところも現実的にはございます。

上島委員 給与のほうで違いはありますか。

生涯学習課青少年担当副参事 はい。これは各クラブの運営によってさまざまですけれども、大体はやはり、支援員は正規職員ということが多くございまして、給料の単価を少し上乘せと言いますか、補助員よりかは少し上乘せというふうな状態になっているかと思えます。

教育長 よろしいでしょうか。

滝澤委員。

滝澤委員 現行の第10条 3項の4の「教諭となる資格を有する者」は、改正後の4号で言葉が変わっただけで内容は一緒。10番の「5年以上放課後児童健全育成に従事した者であって」というので、「追加で結果的にその対象者を広げる」と考えたらよろしいのでしょうか。

教育長 どうですか。小島副参事。

生涯学習課青少年担当副参事 御指摘のとおりでございまして、第10条第3項第4号につきましては、文科省によりますと「解釈は変えていない」と。「今までどおりこうだった」というふうなことで、それが明確に分かるようにしたと。そして、第10号に1個追加しますのは、「要件を緩和する」というふうなことで聞いております。

教育長 1点目は表現を変えただけで、2点目はあれですよ。今までは、支援員は中学校卒業者はなれなかった。それをなれるように新しく付け加えたと。そういうことですね。

上島委員 その「補助員」というのは、職員ではないんですか。

教育長 小島副参事。

生涯学習課青少年担当副参事 職員です。

上島委員 ですが、これは職員の規定なのに、これから見ると職員ということは全部、そこで勤めているのが全部職員だったら、「この資格が必要ではないか」となってきましたか。「支援員はこういう資格が必要です」とかなら分かるんだけど。職員と言ったら、補助員も職員だったら、この10番などはおかしくなってきましたか。

教育長 どうですか。小島副参事。

生涯学習課青少年担当副参事 すみません。全体で条例をお示ししていませんもので、第10条の第2項に「放課後児童支援員の数は支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員をもってこれに代えることができる」という規定がございしますので、「そもそも、その支援員も職員でありますし、補助員も職員である」というふうに考えられると思います。そういうふうなところですよ。

上島委員 それだったら、この職員というのは「これだけの資格がなければ駄目ですよ」というのが当てはまってきますよね。補助員であっても。

教育長 小島副参事。これは条例上、その支援員について定めているわけではないんですか。

生涯学習課青少年担当副参事 すみません。第10条第3項は、そもそも前書き、第3項の冒頭に「放課後児童支援員は次の各号のいずれかに該当するものであって」というふうなことで、ここは放課後児童支援員について「高卒で2年以上の経験がある」とか「教員免許を持っている」とか、そういうふうなことを規定した部分でございますので、支援員のことについてここは書かれていると。補助員はまた別、というふうなことです。で、「これは支援員のこと」というふうなことで。

上島委員 なので、本当はここへ第3項を入れておかないといけない。先ほどの。そうすれば分かるんだけども。

教育長 小島副参事。

生涯学習課青少年担当副参事 説明としては、その改正部分の新旧対照表だけ載せておりますので、分かりにくくて大変申し訳ありませんでした。説明としてそういうふうな前の部分もきちんとお示しさせていただくとよかったですと思います。

教育長 そうですね。全体の条例を読むと、この号というのは「支援員について定めてある」というようなことが書かれていると。示し方が少し悪いかと思う。ということで御理解いただけましたでしょうか。

上島委員 はい。

教育長 そのほかはよろしいでしょうか。

各委員 そのほかの質疑なし。

教育長 それではないので、議案第27号につきまして、原案どおり承認ということでよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

教育長 ありがとうございます。それでは、議案第27号につきまして、原案どおり承認いたします。続きまして、議案第28号 津市青少年問題協議会委員の一部委嘱替えにつきまして、説明をお願いします。

小島副参事。

【非公開】

生涯学習課青少年担当副参事 説明

各委員 質疑

生涯学習課青少年担当副参事 説明

教育長 よろしいでしょうか。それでは、議案第28号につきまして、原案のどおり承認ということではよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

教育長 ありがとうございます。それでは、議案第28号につきまして、原案どおり承認ということにさせていただきたいと思います。